

川崎市技能職団体連絡協議会青年部規約

(名 称)

第1条 本組織は、川崎市技能職団体連絡協議会青年部（略称「川崎市技連協青年部」）（以下「本青年部」）と称する。

(構 成)

第2条 本青年部は、川崎市技能職団体連絡協議会に加入している団体の青年技能者で、本青年部の目的に賛同する年齢50歳未満の者をもって構成する。

2 50歳に達した者が退会すべきこととなる場合において、当該加入団体から後任者がいないとき、又はその会員の退会により会務の運営に著しい障害が生じると認められるときは、その会員を引き続いて構成員とすることができる。

(目 的)

第3条 本青年部は、青年技能者の交流と親睦を図るとともに、業界の発展と技能及び社会的地位の向上を図り、もって市民の生活向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本青年部は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 青年技能者の交流と親睦に関すること。
- (2) 技能の向上及び振興に関すること。
- (3) 川崎市技能職団体連絡協議会が実施する事業への協力に関すること。
- (4) その他、本青年部の目的達成に必要な事業に関すること。

(役 員)

第5条 本青年部に次の役員を置く。

- (1) 部 長 1 名
- (2) 副 部 長 若干名
- (3) 会 計 1 名
- (4) 常任理事 若干名
- (5) 会計監査 2 名
- (6) 理 事 若干名

2 役員は各団体から選出された理事によって構成し、総会において選任する。

- 3 常任理事、会計監査は理事の中から選任し、部長、副部長、会計は常任理事から選任する。
- 4 部長は会務を統括し、本青年部の適正な運営をはかるとともに本青年部を代表する。
- 5 副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 会計は本青年部の会計をつかさどる。
- 7 常任理事は、常時の会務に参画する。
- 8 会計監査は本青年部の会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- 9 理事は、規約及び総会の議決に基づいて会務に参画する。
- 10 役員の任期は2年とし再任をさまたげない。ただし任期中に交代するときは前任者の残任期間とする。
- 11 その他前条の事業を達成するために委員会等を設けることができる。

(顧問、相談役)

第6条 本青年部に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問、相談役は部長を務め退任した者から総会において選任する。
- 3 顧問、相談役は部長の要請により会議に参加する。

(中堅委員会)

第7条 本青年部経験者等により中堅委員会を組織する。

- 2 中堅委員会は青年部の活動支援及び業界の発展と社会的地位の向上を図り、もって市民生活向上に寄与することを目的として、目的に合致した事業を行う。
- 3 中堅委員会を代表し、適正な運営をするものとして、中堅委員会委員長、また、委員長を補佐するものとして中堅委員会副委員長を置く。
- 4 中堅委員会の会議は、青年部長及び委員長が招集する。
- 5 中堅委員会にて、前項の規定に定めるもののほか、さらに運営上必要な事項については、青年部長と協議の上、委員長が定めることができる。

(会 議)

第8条 本青年部の会議は、総会、理事会並びに常任理事会、三役会とし部長が招集する。

(総 会)

第9条 総会は、本青年部の最高決議機関であり、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎年度1回定期に開催する。
- 3 臨時総会は、理事会が必要と認めたときに開催する。
- 4 総会は、本青年部の役員をもって構成し、議長は総会において、その都度選出する。

5 総会は次の事項を決議する。

- (1) 規約の変更に関する事項
 - (2) 本青年部の予算及び決算に関する事項
 - (3) 第4条に規定する事業に関する事項
 - (4) 理事選任に関する事項
- (理事会)

第10条 理事会は、必要に応じて開催する。

2 理事会は、本青年部の役員及び本青年部の役員が推薦する者をもって構成し、部長はこの議長となる。

3 理事会は次の事項を決議する。

- (1) 総会において委任された事項
- (2) 本青年部の運営に関する重要な事項
- (3) その他、部長が必要と認める事項

4 理事会は、第5条第11項に規定により、前項の会務を執行させるため、必要に応じて委員会等を設けることができる。

(常任理事会)

第11条 常任理事会は、必要に応じて開催する。

2 常任理事会は、常任理事並びに部長、副部長、会計及び会計監査をもって構成し、部長はこの議長となる。

3 常任理事会は次の事項を決議する。

- (1) 理事会において委任された事項
- (2) 本青年部の常時の会務運営に関する重要な事項
- (3) その他、部長が必要と認める事項

(三役会)

第12条 三役会は、必要に応じて開催する。

2 三役会は、部長並びに副部長、会計をもって構成し、部長はこの議長となる。

3 三役会は次の事項を決議する。

- (1) 常任理事会において委任された事項
- (2) 本青年部の運営に関する必要な事項
- (3) その他、部長が必要と認める事項

(会議の成立及び決議)

第13条 本青年部の会議の成立は、それぞれの会議における構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

2 前項の成立要件には、それぞれ構成員1名につき1名の委任を出席とみなす。また、構成員の欠席は委任とみなす。

3 会議議決は、出席者の過半数によって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会)

第14条 本青年部の事業に必要な調査研究及び実施のために、第9条第4項の規定により、理事会のもとに委員会を置くことができる。

2 委員会は専門的な調査研究を行い、理事会を経て、総会に報告する。

3 委員会の運営は、理事会の議を経て担当委員を選出し、担当委員若干名をもって構成し、運営する。

(会計)

第15条 本青年部の経費は、会費、技能職団体連絡協議会交付金、寄附金、その他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第16条 本青年部の会計は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第17条 本青年部に事務局を設け庶務、会計その他の事務を処理する。

2 事務局は、川崎市経済労働局労働雇用部に置く。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、本青年部の運営上必要な事項については、内規を設け別に定める。

2 前項の規定に定めるもののほか、さらに本青年部の運営上必要な事項については、部長が定めることができる。

附 則

本規約は、昭和51年5月17日から施行する。

この改正規約は、昭和51年10月4日から施行する。

この改正規約は、昭和53年7月16日から施行する。

この改正規約は、昭和55年7月6日から施行する。

この改正規約は、平成3年6月23日から施行する。

この改正規約は、平成7年6月25日から施行する。

この改正規約は、平成19年7月24日から施行する。

この改正規約は、平成20年4月1日から施行する。

この改正規約は、平成21年7月21日から施行する。

この改正規約は、平成23年7月12日から施行する。

この改正規則は、平成26年6月3日から施行する。